

多可町「スマートな公的個人認証による公式LINEを利用したフレイル予防事業」  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高齢化率が高く、高齢者対策が喫緊の課題となっている多可町で、医療・介護費の増大抑制および高齢者のデジタルデバインド対策からのDX化推進に向け、マイナンバーカードを活用し、本町の公式LINEから、高齢者を中心としたセルフフレイル予防によって多くの高齢者が元気で暮らす町を目指している。この目的を達成する為の「スマートな公的個人認証による公式LINEを利用したフレイル予防事業」のフレイル予防システム等の開発受託事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

「スマートな公的個人認証による公式LINEを利用したフレイル予防事業」

### (2) 業務の内容

別紙仕様書の通り

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

### (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

ア スマートな公的個人認証と公式LINEを活用したフレイル度チェックのシステム  
開発業務に係る費用 50,894千円

イ スマートな公的個人認証と健幸アプリによる健康増進促進のシステム開発業務  
に係る費用 7,700千円

合計（ア+イ） 58,594千円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申請書提出時点において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 広告日現在、多可町入札参加資格者名簿に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) マイナンバーカードを活用したスマート自治体の実現に向けて、デジタルIDの仕組みを組んだ上での、行政サービスの利便性向上について提案、実装及び運用体制があること。
- (4) 上記デジタルIDに関わる仕組みを少なくとも5つの自治体に導入した実績がある若しくは実績がある事業者と連携できること。
- (5) 多可町の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法

(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 多可町が課する税の滞納をしていないこと。
- (9) マイナポータルAPI接続申請の支援ができ、かつ令和5年度に実装できること。
- (10) 研究機関との取引実績があり、かつその研究機関がフレイル予防についての研究実績があること。

### 3 手続

#### (1) 担当部署

多可町 企画秘書課

郵便番号 679-1192

住 所 兵庫県多可郡多可町中区中村町123

電 話 0795-32-2380 (代)

電子メールアドレス kikaku@town.taka.lg.jp

#### (2) 提出書類

##### ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和5年5月10日

(水)までに、持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する特定信書便事業者(以下、「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下、「信書便」という。)により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和5年5月10日

(水)午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また、持参する場合は、閉庁日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口を持参すること。

- ・参加申込書(様式1) 1部
- ・参加資格確認書(様式2) 1部
- ・参加企業及び連携先情報(様式3) 1部
- ・会社概要書(任意の様式) 1部

##### イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和5年5月26日(金)までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・提案書類提出書兼誓約書(様式4) 1部
- ・企画提案書(任意の様式) 9部
- ・見積書(任意の様式) 1部

注：提案上限額のア、イの区分毎の価格（税抜及び税込）を記載すること。

単価、人員・人日等積算の内訳明細を記載すること。

- ・担当者経歴<総括責任者>（様式5） 1部
- ・担当者経歴<主たる担当者>（様式5の2） 1部

(イ) 上記（ア）に掲げる書類は、持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和5年5月26日（金）午後5時までには到着したものに限り、受け付ける。また、持参する場合は、閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口を持参すること。

(ウ) 企画提案書はA4サイズの任意の様式で作成すること。また、枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。

(エ) 企画提案書は、別紙仕様書に定める要件に従い作成すること。

(オ) 見積書には、本事業において多可町が負担することとなる費用について、全て記載すること。

### (3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は書面（様式6）により行うこと。

ア 提出期限は、令和5年5月2日（火）午後5時（必着）とする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和5年5月9日（火）午後5時までにを行う。

### (4) 辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は辞退届（様式7）を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書等については返却しない。

## 4 審査方法等

### (1) 選考体制

審査は、多可町プロポーザル審査委員会（設置要綱 令和4年6月13日告示第73号）が行う。

### (2) 評価項目及び配点

別紙「「スマートな公的個人認証による公式LINEを利用したフレイル予防事業」業務委託評価基準書」のとおり。

### (3) 第1次審査

ア 参加申込者が3者を超えた場合に、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」及び「見積書」に基づいた書類審査を行い、その結果により3者を選出する。

なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ 第1次審査の結果は、令和5年5月17日（水）午後5時までに全ての提案書提出者へ担当部署から電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

### (4) 第2次審査

ア 第1次審査合格者について提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施時間は第2次審査参加者それぞれにつき、プレゼンテーション20分以内、  
質疑応答15分程度とする。

(イ) オンラインでのプレゼンテーションも可とする。

イ 第2次審査の結果については、令和5年6月上旬頃に第2次審査対象者へ通知を発送  
する。

## 5 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 多可町は、第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と地方自治法  
第234条に定める随意契約締結の交渉を行う。ただし、この交渉が不調となったとき  
は、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実  
施するものではなく、詳細な事項については、多可町で定めるものとする。

## 6 日程

プロポーザル実施要領公表	令和5年4月26日(水)
質問書提出期限	令和5年5月2日(火)
質問最終回答日時	令和5年5月9日(火)
参加申込書等提出期限	令和5年5月10日(水)
第1次審査結果通知	令和5年5月17日(水)
企画提案書提出期限	令和5年5月26日(金)
第2次プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。
第2次審査結果送付	令和5年6月上旬頃
契約予定日	令和5年6月中旬頃

## 7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場  
合は、失格とする。

- (1) 2に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (3) 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者  
の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、「スマートな公的個人認証による公式LINEを利用したフレイ  
ル予防事業」業務委託の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に  
関する著作権等の主張は、認めない。

【別紙】

## スマートな公的個人認証による公式LINEを 利用したフレイル予防事業業務委託評価基準書

項番	項目	評価項目	配点
1	実績	・申請当事者及びその関連会社の他自治体におけるフレイル予防事業の実績があるか。	10
2	公的個人認証	・マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用して即時に独自のIDを生成し、本事業で構築・連携するシステムの本人確認・認証時に都度マイナンバーカードの読み取りやPWの入力を不要とし、生体認証等でシステムにログインできる機能を有しているか（マイナポータルAPIを除く）	15
3	デジタルデバインド対策	・本町の公式LINEアカウントからフレイル度チェック・判定、住民のスマートフォンで判定結果を閲覧できる機能を有しているか。	15
4	データ連携	・マイナポータルAPIと連携し、住民の健康情報を取得・閲覧できる機能を実現できるか	10
5	既存アプリとの連携	・既存の「健幸アプリ」と公的個人認証サービスを活用したポイント連携ができる機能を実現できるか	10
6	セキュリティ	・個人認証においては、内閣官房IT総合戦略室が定めるガイドラインにおけるレベル2以上の本人確認をシステム利用時の認証に実現できるか	10
7	推進・サポート体制	・本事業が効果的に実施できるようフレイル予防の知識を有し、本事業のアドバイスが可能なスタッフ（リハビリテーション専門職等）を配置し、会議体への参加、事業アドバイスができるか	10
8	独自提案	・本事業に関しての工夫、その他効果的な提案、また仕様書に無い有用な提案があるか。	5
9	拡張性・将来性	・本事業のみに留まらず、デジタルIDとしての活用方法や、行政サービスの利用促進施策展開に関するアイデアがあるか。	5
10	実施体制	・実施主体または、連携企業がスタートアップ企業であるか。	5
11	見積金額	・3点+2点×（1－見積価格／見積上限額）	5
合計			100